



補聴器購入費補助事業

三原市では、聴力の低下により日常生活に支障のある高齢者を対象に、社会参加や地域交流を促し、認知症やフレイル予防を図ることを目的として、補聴器の購入費用を補助します。

💡 補助の内容

補聴器の購入費用の**3分の2**を補助します。
(住民税非課税世帯の人は10分の10)

**補助上限額
37,000円**

【対象経費】

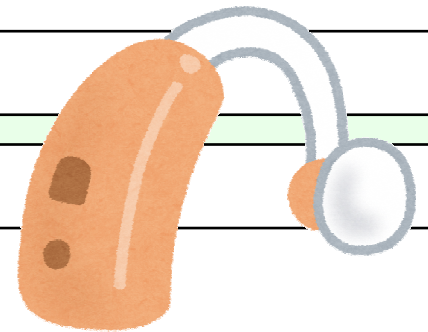
- 補聴器本体の購入費用
- 本体購入の際に附属する電池、充電器、イヤモールドなど

※附属品のみの購入や修繕費用、検査料、受診料、意見書の作成料などは対象外です

注意！ 購入前に交付申請が必要です!!

💡 申請できる人

次に掲げるすべての要件に当てはまる人



- 三原市に住民票がある満65歳以上の人
- 聴覚障害に関する身体障害者手帳の交付対象とならない人
- 両耳の聴力が40デシベル以上の人
- 身体障害者福祉法第15条1項の指定医または補聴器相談医から補聴器の使用が必要と認められた人
- 過去5年以内にこの事業の補助を受けていない人

申請書類はホームページからダウンロードできます

お問い合わせはこちら

三原市役所 保健福祉部 高齢者福祉課

TEL 0848-67-6055

FAX 0848-64-2130

Mail kaigo@city.mihara.hiroshima.jp

～手続きの流れ～

STEP 1

高齢者福祉課または各支所で
申請書類を受け取ります

- ①交付申請書
- ②医師の意見書
- ③委任状



STEP 2

耳鼻咽喉科を受診します

身体障害者福祉法第15条1項の
指定医または補聴器相談医がい
る耳鼻咽喉科を受診し、医師の
意見書を作成してもらいま
す。

STEP 3

見積書を取得します

登録店舗に掲載の補聴器販売店
舗で見積書を作成してもらいま
す。



STEP 5

交付決定

申請書を審査し、条件に合致し
たら市が交付決定します。

- ①交付決定通知書
- ②実績報告書及び請求書
- ③調整を行った者の証明

**②③の書類を補聴器の購入店に
渡してください。**

STEP 4

申請書類を提出します

高齢者福祉課または各支所に申
請書類を提出します。

- ①交付申請書
- ②医師の意見書
- ③見積書
- ④委任状

STEP 6

補聴器を購入します

交付決定通知書等が届いたら、
見積書を取得した店舗で補聴器
を購入し、補助額を差し引いた
代金を支払います。

医療費控除をご検討の人へ

補聴器の購入費用は所得税や住民税の医療費控除の対象となる場合があります。

補聴器相談医による「補聴器適合に関する診療情報提供書」の作成が別途必要になりますので、詳しくは
税務署にお問い合わせください。